評価時点 [令和4年(2022年)1月]

令和4年度(2022年度)事業分 公共事業事前評価調書

評価調書作成者[都市計画課長 山内 桂王]



【事業概要】

事業名	都市計画道路 南部幹線Ⅲ工区 街路整備事業	
事業箇所	八代市葭牟田町~八代市植柳下町	
事業担当課(室)	土木部 道路都市局 都市計画課(都市交通班 6181)	
事業期間	令和4年度(2022年度)~令和13年度(2031年度)	
総事業費	7, 952百万円 (うち県費 約2, 783百万円)	
事業内容	延長 約0.7km、道路改築、橋梁1橋	
事業目的	本路線は、八代市の中心市街地と物流交通拠点である「南九州西回り自動車道・八代南IC」や「重要港湾・八代港」を連結する、広域的なネットワークの形成とともに、八代都市圏の交通円滑化を図る主要な幹線街路である。 本路線のバイパス区間と並行する県道は、近年の商業施設の立地や八代港におけるコンテナ貨物取扱量の増加等により、慢性的な交通渋滞が発生している。 そのため、本事業によりバイパス区間の整備を完了し、物流機能や防災機能の強化を図る。	

【現況写真】



・本路線の現道となる(一)八代不知 火線では、混雑度が1.44となるなど、 慢性的な交通渋滞が発生しており、 物流機能や防災機能に支障をきたし ている状況にある。

1ページ

評価シート名[街路]

【検討状況】

技術的難易度	一般的な技術で対応できる。	
費用便益比	B/C 1.2	
事業比較 事業を実施しない場合や 代替案を含めて事業実施 についての比較検討を 行った内容(ソフト対策も 含む)	・本路線は、八代港と八代南ICを結ぶ主要な幹線道路であり、八代港におけるコンテナ貨物取扱量が約10年で2.8倍に増加していることや、令和2年の国際クルーズ拠点整備の完了により、今後も交通の増加が見込まれ、渋滞の更なる悪化が懸念される。 ・早期開通を図るため、現在整備中のI工区の状況を踏まえ、令和4年から暫定2車線での整備に着手することとした。	
パートナーシップ ユニバーサルデザイン への配慮事項・内容	「熊本県の道路に関するユニバーサルデザイン指針」に基づき、地域の意見を反映させ、本道路を利用するすべての人が利用しやすい道路とする。	
関係法令等の手続き の把握・完了状況	・都市計画法に基づき都市計画決定済み 今後、同法に基づく事業認可取得が必要・河川法に基づく、事前協議が必要・道路法に基づく県公安委員会との調整が必要・土壌汚染対策法に基づく届け出及び調査が必要	

【周辺状況】

関連事業	都市計画道路 南部幹線 社会資本整備総合交付金事業
市町村、地元の状況	事業着手時の平成28年から毎年、八代市から国へ、南部 幹線整備に関する要望書が提出される等、地元からは早期 整備を強く要望されている。 なお、八代市施行の II エ区については、平成29年に完成。
説明会の開催状況と 関係者の意向	(都)南部幹線の都市計画決定時に住民説明会を実施済 み。 事業認可取得後、測量実施前に改めて説明会を開催予定。

【環境影響】

① 緑・自然生態系への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	希少な野生動植物や特定植物群落などの生息や生育地域及びその周辺地域に該当しないか。 (球磨川河口は、クロツラヘラサギ等の希少種が渡来するなど、重要野鳥生息地に選定されており、 橋脚等の構造物を設置する場合は、重要な生物の生息環境に配慮する)	有 (配慮する)
2	生態系の保全に重要な湿地、湿原、干潟又は藻場は存在しないか。 (球磨川河口は、日本の重要湿地500に選定されており、重要野鳥生息地に選定されており、橋脚 等の構造物を設置する場合は、重要な生物の生息環境に配慮する)	有 (配慮する)
3	気候緩和、防災や景観保全機能に重要な役割を持つ森林、草原、街路樹等の緑資源が存在しないか。	無

② 地形・自然景観への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	自然景観資源、特異な地形・地質・自然現象等の優れた自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
2	湧水、滝・渓谷、自然海岸など希少な自然地形及びその周辺地域に該当しないか。	無
3	自然地形の改変(切土、盛土)、構造物の設置、緑化等を実施する際の配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線周辺の住宅等への影響を最小限にする構造物の配置に配慮する)	有 (配慮する)

③ 水資源への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	水量、水質の保全に重大な影響を及ぼす水道水源等の上流域に該当しないか。	無
2	河川、海域、地下水等を汚染するおそれのある地域に該当しないか。 (橋脚を設置する際は、濁水等が拡散しないよう配慮する)	有 (配慮する)
3	地下水量あるいは地下水かん養量を減ずるおそれのある地域に該当しないか。 (地下水利用地域であるため、地盤改良時に水量減じないよう配慮する)	有 (配慮する)

④ 生活環境への配慮

	環 境 配 慮 事 項	該当地域 の有無等
1	史跡・名勝・天然記念物、歴史的建造物、町並み等有形の文化財及び埋蔵文化財等への配慮を要する地域に該当しないか。	無
2	大気汚染、騒音、振動、悪臭への配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線沿線に住宅地があり、配慮を要する)	有 (配慮する)
3	周辺地域への日照障害、電波障害、光害や風害の防止への配慮を要する地域に該当しないか。	無
4	住宅地や集落地などの地域コミュニティ分断への配慮を要する地域に該当しないか。 (計画路線が集落を通過する箇所では、移動経路の確保に配慮する)	有 (配慮する)
5	水辺へのアプローチの確保と親水空間の創出に配慮を要する地域に該当しないか。	無

事業評価

:共通指標

【事業評価表】

評価軸	評 価 項 目	配点	評点
	① 事業計画の位置付け	5	4
番	② 市町村合併支援	5	5
重 要 性	③ まちづくりの支援	10	8
生			
	小計	20	17
	④ 特定地域振興	5	0
, Xin	⑤ 交通ネットワークの整備・改善	10	10
必 要 性	⑥ 住環境の整備・改善	10	10
1±	⑦ 公共交通の利便性向上	10	6
	小青十	35	26
	⑧交通円滑化の確保	10	10
	⑨都市防災機能の向上	10	8
緊 急 性	⑩他事業との連携	5	3
性			
	小計	25	21
効	⑪ 費用便益比(B/C)	20	12
効 率 性			
]± 	小計	20	12
	合 計	100	76